

議案第 157 号

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 9 月 3 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

川崎市看護師等修学資金貸与条例（昭和 49 年川崎市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「医療施設」の次に「等」を加える。

第 2 条第 1 号を次のように改める。

- (1) 市内の医療施設等 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項第 1 号に規定する保険医療機関その他規則で定めるものであって、本市の区域内に開設されたもの（保健所及び保健所支所を除く。）をいう。

第 3 条中「医療施設」の次に「等」を加え、「もの」を「者」に、「該当する者」を「該当するもの」に改め、同条第 1 号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第 9 条中「決定した日の属する月」を「決定した日の属する年度の 4 月」に改める。

第 10 条第 2 項を次のように改める。

- 2 市長は、修学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げ

る区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間について修学資金の貸与を休止するものとする。

- (1) 休学したとき 休学した日の属する月から復学した日の属する月の前月（復学した日が休学した日の属する月と同一の月に属するときは、復学した日の属する月）まで
- (2) 停学処分を受けたとき 停学処分を受けた日の属する月の翌月から復学した日の属する月（復学した日が停学処分を受けた日の属する月と同一の月に属するときは、復学した日の属する月の翌月）まで
- (3) 留年（同一の学年の課程を再度履修することをいう。以下同じ。）したとき 留年した日の属する月から進級した日の属する月の前月まで
- (4) 川崎市立看護大学奨学金条例（令和3年川崎市条例第 号）第2条第2号の地域定着促進奨学金の貸付けを受けたとき 当該貸付けが開始された月から終了した月まで
- (5) 前各号のほか、市長が修学資金の貸与を休止することが適当であると認めるとき 市長が定める期間

第10条に次の1項を加える。

- 3 前項の場合において、休止した期間の月の分として既に貸与した修学資金があるときは、市長は、その修学資金について、前項各号に掲げる期間の最後の月の翌月以後の月の分として貸与したものとみなすことができる。

第11条第1項中「医療施設」の次に「等」を加え、「修学資金の貸与を受けた期間看護業務」を「第9条の貸与期間（前条第2項の規定により貸与を休止していた期間を除く。）に相当する期間に1年を加算した期間看護師等としての業務（以下「看護業務」という。）」に改め、「免除する」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「前項に規定する期間中」を「市長は、被貸与者が第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する

返還債務を免除される期間の満了前」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第14条（第2号又は第4号に係る部分に限る。）の規定により修学資金の返還を猶予された被貸与者についての前項の規定の適用については、同項中「養成施設を卒業した日」とあるのは、「第14条第2号又は第4号に該当する事由が終了した日」とする。

第13条第1項中「被貸与者が」を「被貸与者は、自らが」に、「場合」を「とき」に、「該当する事由」を「掲げる事由」に改め、同項第2号中「医療施設」の次に「等」を加え、同項第3号を削り、同項第4号中「第11条」の次に「第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を、「医療施設」の次に「等」を加え、同号を同項第3号とする。

第14条中「場合」を「とき」に、「当該事由」を「当該各号に掲げる事由」に改め、同条第1号中「市内の医療施設」を「養成施設を卒業後、市内の医療施設等」に改め、同条第2号中「又は養成所に進学し、当該大学、学校又は養成所」を「若しくは養成所又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第97条に規定する大学院の看護に関する専門知識の修得を目的とする課程」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 養成施設を卒業する日の属する年度に実施される法第18条に規定する看護師国家試験又は准看護師試験（以下「試験」という。）に合格しなかった場合において、当該年度の翌年度に実施される試験に合格し、看護師等の免許を取得しようとする意思を有すると認められるとき。

第15条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定により計算した延滞利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額

を切り捨てる。

第16条の見出しを「（在学証明書の提出）」に改め、同条中「学業成績表及び健康診断書」を「在学証明書」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第2項の改正規定（同項第4号に係る部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 改正後の条例（以下「新条例」という。）第11条第1項及び第14条第1号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に修学資金の貸与の決定を受ける者から適用し、施行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。ただし、施行日前に修学資金の貸与の決定を受けた者が新条例第2条第1号に規定する市内の医療施設等に勤務したときは、改正前の条例第11条第1項及び第14条第1号に規定する市内の医療施設に勤務したものとみなす。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

看護師等修学資金の返還債務を免除する勤務先の範囲を見直すこと、看護業務の従事期間を延長すること等のため、この条例を制定するものである。